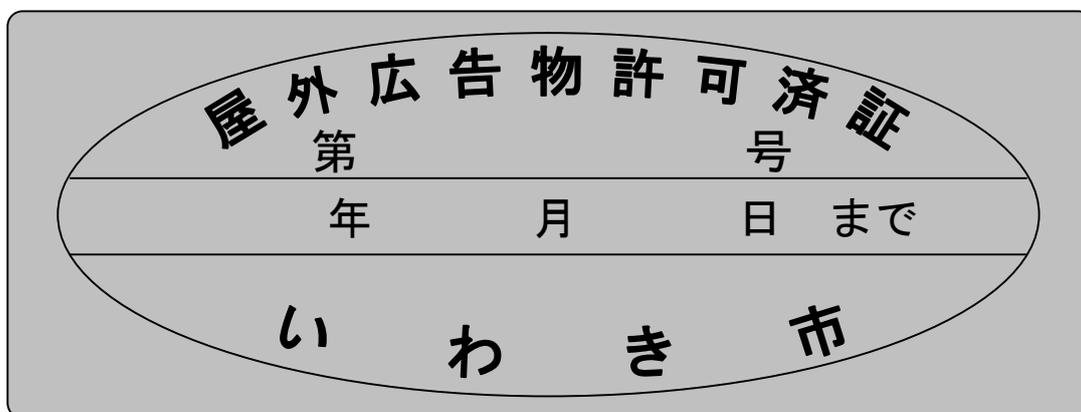


## 許可期間等

- はり紙、はり札等、広告幕、のぼり、広告旗、アドバルーン・・・1ヶ月以内
- 立看板等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ヶ月以内
- その他の広告物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3年以内



屋外広告物表示の許可を受けた者は、この証票を広告物に貼付けておかなければなりません。

## 表示者の義務等

### 1 管理義務

広告物を表示する者、設置する者、管理する者、所有する者、占有する者は、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならず、良好な状態に保持することができないときは、除却しなければなりません。

### 2 除却義務

広告物の許可期間が満了した場合や許可が取り消された場合は、広告物を遅延なく除却し、その旨を市長に届けなければなりません。

### 3 処分、手続等の効力の承継

広告物の表示者又は管理者に変更があった場合は、従前者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなします。

### 4 管理者の設置義務

許可を受けて表示・設置する広告物については、管理者を置く必要があるため、許可申請書に管理者の住所・氏名等の記入が必要になります。(高さ4mを超える広告物の場合は、管理者が屋外広告士、1級建築士若しくは2級建築士又は屋外広告物点検技能講習修了者であることを証する書類の写しの添付も必要となります。)

また、管理者を変更したときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければなりません。